

平成26年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年3月4日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月6日 午前10時00分		
	散 会	3月6日 午後2時26分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	11	東恩納 寛 政	2	石 川 清 友
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 城 清 紀	福 祉 保 健 課 長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	島 袋 隆 則	総 務 課 主 幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦		
	学 校 教 育 課 長	田 港 朝 津		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

平成26年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第3号

平成26年3月6日（木曜日）

1. 開 議 午前10時
2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		諸般の報告	
2	議案第14号	平成25年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
3	議案第15号	平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
4	議案第16号	平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第4回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
5	議案第17号	平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
6	議案第18号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「諸般の報告」を行います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による、平成24年度分教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書は、お手元に配付したとおりでございます。なお、朗読は省略いたします。

日程第2. 「議案第14号 平成25年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第14号

平成25年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成26年3月6日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成25年度今帰仁村一般会計補正予算

平成25年度今帰仁村一般会計補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,519万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億3,398万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成26年3月6日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		527,064	3,630	530,694
	1 村 民 税	170,550	130	170,680
	2 固 定 資 産 税	277,215	3,000	280,215
	3 軽 自 動 車 税	25,498	500	25,998
11 地 方 交 付 税		2,215,450	50,086	2,265,536
	1 地 方 交 付 税	2,215,450	50,086	2,265,536
13 分 担 金 及 び 負 担 金		88,032	1,747	89,779
	1 分 担 金	52,382	1,982	54,364
	2 負 担 金	35,650	△235	35,415
14 使 用 料 及 び 手 数 料		43,082	△385	42,697
	1 使 用 料	35,443	△385	35,058
15 国 庫 支 出 金		643,215	△1,904	641,311
	1 国 庫 負 担 金	272,836	278	273,114
	2 国 庫 補 助 金	367,198	△2,282	364,916
	3 国 庫 委 託 金	3,181	100	3,281
16 県 支 出 金		1,440,720	△77,151	1,363,569
	1 県 負 担 金	170,849	△1,243	169,606
	2 県 補 助 金	1,235,952	△75,982	1,159,970
	3 県 委 託 金	33,919	74	33,993
17 財 産 収 入		14,052	△14	14,038
	1 財 産 運 用 収 入	9,620	△419	9,201
	2 財 産 売 払 収 入	4,432	405	4,837
18 寄 附 金		33,441	5,927	39,368
	1 寄 附 金	33,441	5,927	39,368
19 繰 入 金		236,547	516	237,063
	1 繰 入 金	236,547	516	237,063
21 諸 収 入		188,090	1,154	189,244
	1 延滞金、加算金及び料 過	577	560	1,137
	4 雑 入	184,632	594	185,226

款	項	補正前の額	補正額	計
22 村 債		315,654	1,200	316,854
	1 村 債	315,654	1,200	316,854
歳 入 合 計		6,049,174	△15,194	6,033,980

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		75,898	△943	74,955
	1 議 会 費	75,898	△943	74,955
2 総 務 費		809,778	41,017	850,795
	1 総 務 管 理 費	678,953	42,362	721,315
	2 徴 税 費	84,872	△1,044	83,828
	3 戸 籍 住 民 登 録 費	26,987	△130	26,857
	4 選 挙 費	16,493	△184	16,309
	5 統 計 調 査 費	871	0	871
	6 監 査 委 員 費	1,602	13	1,615
3 民 生 費		1,465,573	36,436	1,502,009
	1 社 会 福 祉 費	979,431	33,870	1,013,301
	2 児 童 福 祉 費	486,142	2,566	488,708
4 衛 生 費		461,415	11,843	473,258
	1 保 健 衛 生 費	278,562	△11,735	266,827
	2 清 掃 費	182,853	23,578	206,431
6 農 林 水 産 業 費		1,070,062	△77,120	992,942
	1 農 業 費	1,018,265	△75,416	942,849
	2 林 業 費	35,511	△19	35,492
	3 水 産 業 費	16,286	△1,685	14,601
7 商 工 費		260,171	△196	259,975
	1 商 工 費	260,171	△196	259,975
8 土 木 費		413,129	△3,269	409,860
	1 土 木 管 理 費	14,365	△92	14,273
	2 道 路 橋 梁 費	312,140	△2,199	309,941
	3 河 川 費	54,303	0	54,303
	4 港 湾 費	23,237	△762	22,475
	5 住 宅 費	9,084	△216	8,868

款	項	補正前の額	補正額	計
9 消 防 費		179,292	4,110	183,402
	1 消 防 費	179,292	4,110	183,402
10 教 育 費		743,810	△9,586	734,224
	1 教 育 総 務 費	111,905	△5,421	106,484
	2 小 学 校 費	78,824	243	79,067
	3 中 学 校 費	30,246	2,217	32,463
	4 幼 稚 園 費	33,702	△325	33,377
	5 社 会 教 育 費	281,222	△3,926	277,296
	6 保 健 体 育 費	207,911	△2,374	205,537
12 公 債 費		567,039	△17,486	549,553
	1 公 債 費	567,039	△17,486	549,553
歳 出 合 計		6,049,174	△15,194	6,033,980

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
3. 民生費	1. 社会福祉費	障害者自立支援給付費支払システム改修事業	1,600
3. 民生費	2. 児童福祉費	子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業	2,835
6. 農林水産業費	1. 農業費	災害に強い栽培施設の整備事業	206,172
6. 農林水産業費	1. 農業費	村づくり交付金事業（西部地域）	37,200
6. 農林水産業費	1. 農業費	村づくり交付金事業（東部地区）	90,430
6. 農林水産業費	3. 水産業費	運天漁港航路浚渫工事	1,800
7. 商工費	1. 商工費	地域活動拠点活性化事業	36,012
8. 土木費	2. 道路橋梁費	景観形成強化事業	14,340
8. 土木費	2. 道路橋梁費	与那嶺諸志線道路改築事業	109,779
8. 土木費	2. 道路橋梁費	村道古宇利線改良事業	2,575
8. 土木費	3. 河川費	今帰仁城跡周辺環境整備事業	35,821
合 計			538,564

第3表 債務負担行為補正
変更前

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額		
		県	一般財源	計
農業災害対策特別資金利子補給金事業	平成24年度から平成28年度内			
		9,210	9,210	18,420

変更後

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額		
		県	一般財源	計
農業災害対策特別資金利子補給金事業	平成24年度から平成29年度内			
		4,290	4,290	8,580

第4表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
村づくり交付金（西部地区）	千円 37,700	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは、低利に借換えすることができる。	千円 37,700	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは、低利に借換えすることができる。
村づくり交付金（中部地区）	18,700	〃			18,700	〃		
村づくり交付金（東部地区）	29,800	〃			29,800	〃		
与那嶺諸志線道路改築事業	31,900	〃			31,900	〃		
村道古宇利線改良事業	4,300	〃			4,300	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	30,700	〃			31,900	〃		
臨時財政対策債	162,554	〃			162,554	〃		
合 計	315,654			316,854				

以上ご説明いたしましたけれども、以下、歳入歳出予算事項別明細書（総括）以下につきましてはお目通しを願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時19分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時20分)

これから歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第14号 平成25年度今帰仁村一般会計第6回補正予算、歳入についての質疑をします。歳入の27ページです。17款財産収入、2項財産売払収入、1不動産売払収入の40万5,000円。土地売払収入となっております。県道115号線道路改修工事漬地についての説明を求めます。

あけて次のページ、28ページ。18款寄附金、1目の一般寄附金の今帰仁村うるおいと安らぎの村づくり応援寄附金の589万円についての説明。以上です。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質疑にお答えいたします。

27ページの土地売払収入です。40万5,000円は、今帰仁城跡の第4駐車場のバイパスがございまして、ここは道路にとられていたところでありまして、どうしても県が買えないところを村がまとめて買っていたんです。それでまた分筆して県のほうが買い上げるということになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質疑にお答えいたします。

28ページ、歳入の一般寄附金でございますが、これの今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金につきまして、12月補正以降、6件の寄附がございまして、合計で589万円となっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時23分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時23分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 答弁漏れがございました。今回の6件の寄附につきましては、1から6までございます。その他目的達成のために村長が必要と認める事業ということで、寄附をいただいております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時23分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時23分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 答弁漏れがございましたので、再度お答えいたします。

6件のうち5件は個人でございまして、1件は法人、有限会社でございまして。法人のほうからいきたいと思います。法人のほうで550万円の寄附がございました。5件のうち金額だけを読み上げておきたいと思っております。1件目が10万円、2件目が20万円、3件目が5万円、4件目が3万円、5件目が1万円。以上、個人からの寄附の内訳となっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これ歳入の質疑を終わります。

次に、歳出1款議会費から4款衛生費までの質疑を行います。質疑はありませんか。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。(休憩時刻 午前10時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午前10時25分)

5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 平成25年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について、歳出の質疑をします。36ページですけれども、4目財産管理費の25節積立金、村営火葬場の維持管理及び建設基金の100万円の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。(休憩時刻 午前10時26分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午前10時26分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

36ページ、4目財産管理費、村営火葬場の維持管理及び建設基金100万円の基金積立についてでございますけれども、その基金につきましては平成23年9月22日に今帰仁村村営火葬場の維持管理及び建設に関する基金条例をつくっております。その中で火葬場につきましても、葬祭場につきましても、結構、炉の消耗とかですね、多大な修繕費に迅速に対応できるように基金を積み立てて不測の事態が生じないように対応するための基金の100万円の積み立てでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 維持管理のための100万円。故障が生じた場合のための維持管理費の100万円ということで理解してよろしいですか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 維持管理及び建設のための基金です。建設の機会、環境が整ったときには建設のほうにも活用したいということの考え方です。毎年少しずつ積み立てていって活用しようということの考え方でございます。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 建設基金ということであれば火葬場の建設、老朽化が進んでいて建てかえの時期も来ているかと思えますけれども、2億円余り、3億円近くの事業費がかかると思うわけですけれども、100万円の積み立てで、これは何年積み立てれば建設できるようになるのかですね。もっと積立金額は多くてもいいんじゃないかという感じがしますけれども。また、ほかの事業でそういう形での事業がとれるのかどうか。待ったが効かない火葬場でありますので、そこら辺の対応をどういうふうにしていくか答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 火葬場の新築につきましては、平成23年度の一般質問の中でも答弁している件がございますけれども、約2億7,000万円、約3億円近くかかるということの見積もりをやってお

ります。その中で火葬場建設につきましては国、県の補助は一切ございません。それで、県内各地域におきましても交付金での対応とかの動きがありますので、今、生活連携事業といいますか、さまざまな角度から隣村であるとか、持ちかけて今、建設に向けて進めていくかどうか、検討を進めている段階で、いつ建設するかという具体的な建設計画はございません。建設計画につきましてはこれからのことになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの5番 與那嶺篤哉議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 広域圏の話も出ているということでありますけれども、村としての対応として、もう少し積立金額を増やしてですね、その事業がとれるのであればその事業で対応すると。近々な対応策を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質疑にお答えします。

基金の積立額につきましては、村の財政状況を含めながら財政部門のほうと調整をしながら、できる限り積み立てが多くできるように調整していきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで歳出1款から4款までの質疑を終わります。

次に、歳出6款農林水産業費から12款公債費までの質疑を行います。質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 歳出について、質疑を行います。

64ページ、7款商工費、2項観光振興費の19節負担金、補助及び交付金。リカリカワルミ太陽光発電補助金14万円。これについては当初にも出ておりましたので、当初とそれから今回合わせて幾らになるのか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

64ページの下のほうの負担金、補助及び交付金のリカリカワルミ太陽光発電補助金ですが、当初予算というよりは12月補正です。12月補正で補正した金額は43万6,000円で、今回14万円の補正で合計57万6,000円になります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ただいまの答弁で、2度の補正で57万6,000円というのがでています。これはリカリカワルミ全体の総電力料を賄うものであるのか、あるいは足りない、いわゆる全体の何パーセントに当たるのかですね。それとも余るのか。それはまだ一年にならないのでわかりにくいかとも思うんですが、もし資料があれば答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

まだ一年に満たないものですから、リカリカワルミを今、管理運営しております法人のほうからですね、

実績は上がってきておりませんが、どの程度補助になっているか。向こうから実績が上がった段階で判明できるものと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 まだ一年にならないわけですので、答弁は難しいと思うんですが、それで全体に補正予算にも、それから当初予算から見ても、もともと村づくり交付金から発展して、いわゆる一括交付金でできたこの施設ですね、類似の施設はそ~れだと思っております。当初はそ~れもかなり村からの負担補助があつて運営していたんですが、これはそれとはまた性質が違ふもので、いわゆる出資金を募つて十数名の役員がいわゆる管理運営している施設でありますので、その補助についてですね、どの程度やる予定なのか。たまたま今回の補助金は太陽光発電料となっています。それに関連するわけですが、これ以外の補助も予定をしているのか、または当たったのか。完全にこれだけなのか。後でですね、これはきょうはできないと思いますが、資料については電気料金の全額をこれで賄っているのかどうか、もしそうでなければ残額も補助するのか。補正予算ですので細かいところまでいいですが、今の答弁のできる担当がおられれば。要するに、これだけが補助なのかですね。それともこれに関して電気料金は完全に100%補助するのか。もし補助が余つて残つたらどうするかというところまで答弁を。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

これはですね、一括交付金の事業の性質上、その事業主体であります村が事業主体で一括交付金で、この太陽光発電を導入したという状況なんですけれども、それで村に電気料金が入りまして、村自体がこの一括交付金で利益を受けてはいけないということで、リカリカワルミに補助をしている、こういうシステムでございまして、電力をこれ以上使つたから全額補助するというような性質ではございません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時38分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時38分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 答弁漏れがございました。運営そのものに対する補助も検討しているかということなんですけれども、それは今のところ検討してございません。ただ、沖縄県緊急雇用事業で支援したこういう補助金は村を通して緊急雇用の補助はされております。ただし、それは一年限りという事業の性質上そういうことでした。これからの補助については、ただいまのところは検討しているようなところではございません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時39分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時39分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 補足で答弁します。

今のご質疑の補助以外にも補助の検討があるかということなんですけれども、ただいまのところは検討してございません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの11番 東恩納寛政議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 質疑した意図はですね、多分それだけであるとは思いますが、この57万6,000円というのは恐らく足りないと思います。月5万円としても60万円になるわけですから、もっと補助が補正でもう少し出ているか、あるいはまた今の時期が特に一番少ない時期です。真夏になると多分これの倍にはなると思うんです。発電量が。だから、そのところも計算して、当初予算で補正でたときに、これは売電だと。太陽光、全量売電と言っていましたね。要するに、太陽光でできた電力は全て向こうが買うんだと。それからもう一つのほうは、余剰電力の買取りというのがありますね。実際に使った電気料よりも少ない場合は、その残りを電力会社が払うというふうな方式に来年度、次年度かえる方法はないのかどうかということで今質疑したわけですが、今の時期が一番少ない時期ですから当然これはないんです。でも、これが倍になると100万円近くにはなるんじゃないかと思います。100万円にはならないとしても。そうすると、真夏の場合にはいわゆる電力料金が使用電力を上回る可能性があるんです。そうすると、残りはどうするかということで、これは補助になりますね。役場がその太陽光から出た余剰電力をもらってはいけなくて先ほどありましたから、年間を通せば少ないかもしれませんが、そのときは間違いなく電気料金よりは多いわけです。であれば、その他の補助に該当するはずですね。ですから、そこを方式を変えるわけです。全量買い取りにしないで余剰電力を買い取りすると。そうすると冬場のものを夏場のもので補うことができるわけです。役場の予算書からすると、一年単位でやるわけですから歳入も歳出も。ですから、多いときには置いておいて、冬場の少ないときのものを補うという方式に変えることが可能かということですね。ちょっとこれは家庭の話であるんですが、とにかく夏場は今の倍になるんですよ。そうすると電気料として補助するのはまた違うことになると思います。そのままでは。ですから、方式を変えて全量買い取りではなくて余剰電力の買取りという方式に改める。別にそれで単価が安くなるということは一切ないと思いますので、そのままの金額で残ったものも電気料に充てられるかどうかということです。要するに皆さんというか、そのリカリカワルミの運営の形態の中で、この残ったものの扱いが補助になると、結局ほかの類似の施設と整合性がとれなくなると思います。ということで、その方面での検討の再度答弁を。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時43分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時44分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

今、11番議員のほうから契約の変更というご提案がございましたけれども、これは当初、建築は建設課でやって契約等々をやっていますから、また沖縄電力さんとの契約のあり方もまた検討しなくては行けませんので、ご提言ということで検討していきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。2番。

○ 2番 石川清友君 59ページ、6款農林水産業費の4目畜産業費の18節備品購入費でマイナス897万8,000円、これは肉用牛生産振興特別対策事業ということでありますけれども、その下の負担金、補助及

び交付金の中のマイナス1,256万8,000円、これは2つ一緒の事業だと思しますので、これの説明を求めます。

63ページ、6款の2目水産業振興費の19節負担金、補助及び交付金、マイナスの156万円。水産多面的機能発揮対策事業費の説明。

64ページ、7款商工費の2目観光振興費の7節賃金でマイナスの20万9,000円。商工観光事務補助費のマイナス20万9,000円の説明。

それと73ページ、10款教育費、2目の事務局費の7節賃金、マイナスの7万円です。未来を担う人材育成事業、これは多分、北山高校の放課後の補習授業の件だと思いますけれども、あけて74ページにもあります。これは8節のマイナス15万円。これも未来を担う人材育成事業。11節の需用費のマイナス9万円。以上の説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

まず、私には3点だったと思いますので、59ページの畜産業費、備品購入費です。肉用牛生産振興特別対策事業です。これと下の負担金、補助及び交付金の肉用牛、同様な事業がございます。上の事業は村が事業主体です。下のほうは組合が事業主体ということで、下のほうはいわゆるトンネル補助というようにございまして。上のほうの肉用牛生産振興特別対策事業ですね、これは減の881万円の減にしておりますけれども、当初予算からしますと546万円の執行になっております。これは、いわゆるホイールローダーという機械を購入して払い下げるということですね。下の負担金、補助及び交付金ですが、これについては組合が実施してですね、1,256万8,000円の減になっておりますのは、当初は農機具庫、機械の倉庫も入っていたんですけども、それが認められずにですね、それが減になっております。それについては新年度で計上しております。それを減にして残りが2,068万8,000円の事業内容としましてはトラクターとか、それに付随します牧草の収穫、アタッチメントというのですか、それが含まれております。

あと63ページの水産振興費の負担金、補助及び交付金です。これを減にしておりますけれども、減にしまして52万2,000円の執行になっております。これは実は、水産多面的機能発揮事業というのはソフト事業でございまして、内容としましては新聞紙上でもあります学校での魚の調理方法とか、そういうものの出前授業というのですか、そういうもの等々をやっております。あとは海浜の清掃ですね。この52万2,000円というのが事業執行で、村の持ち分の4分の1です。それに国、県が4分の3持ちますので、国、県合せて事業主体としては漁協ですね。これもトンネル補助で流しているような状態です。

あと64ページの2目観光振興事業の7節賃金ですね。この減の20万9,000円は、今、商工観光のほうで1名の賃金職員がございまして、その20万9,000円減にしたということは執行上、3月まで賃金を支払った場合、不用額ということで20万9,000円を減にしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

73ページ、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の7節賃金の未来を担う人材育成事業の減額の7万円につきましては、北山塾を経営する中で警備員の人件費として賃金を計上しておりましたが、年度

途中から委託料に振りかえて契約をし直して委託料の中から捻出してその賃金が残ってしまうという状況です。

それから74ページですね、次のページになりますが、同じく10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の報償費の中で、未来を担う人材育成事業マイナス15万円の減額ですが、こちらと同じく北山塾の講師をお願いして事業を展開しておりますが、当初予定より少なくなったため、そのための減額の15万円になっています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時54分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時54分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 すみません、答弁漏れがございました。同じく11節需用費の中で未来を担う人材育成事業費が9万円の減額になっておりますが、こちらのほうは北山塾のテキストとして需用費を計上しておりましたが、テキストについては講師のほうに準備をしたりということで、需用費を使わなくなって、それが残額になっているという状況です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 59ページの6款4目畜産業費の18節、19節の件なんですけれども、18節については村主体の事業でホイローダーだと。19節については農家組合の機械購入だということですけど、これは翌年度に全部持ち越されるということでもいいですか。

続きまして63ページの6款2目の19節、これは予算では156万円組んで52万2,000円しか執行できなかったと。これは海浜の清掃なども含まれているということなんですけれども、じゃあ、その予算を執行しなくてもいいぐらい海浜はきれいだということでもよろしいんですか。

それと商工費、64ページの2目の7節賃金の件なんですけれども、これは1名の賃金職員の賃金で、使い切れなかったということなんですけれども、実はこの前、商工会へ行きましたら、民泊の件で、実は事業を進めたいんだけど、職員が少なくて前に進めないんだというような報告を受けているんですけども、これはどういうことですか。商工観光としては、観光協会が人間がいらないと言いながら、人権費を使い切れないというのは矛盾していると思うんですけども、そこら辺、観光協会とちゃんと詰められている中でこういう不用額が出たのか質疑いたします。

それと73ページの7節については北山塾の警備の費用だということで、これは納得なんですけれども、次の74ページ、8節の報償費のマイナスの15万円。それと下の11節のマイナスの9万円、テキスト代という件で、使い切れなかったと。講師代が余ったと。要するに不用額になったということなんですけれども、これ実はこの未来塾をつくったときに北山高校の存続をかけてのことだということで、やられていると思うんです。この北山塾は。しかし、今年度の北山高校の応募数を見ますと、理数科と普通科も定員に満ちているんですか。満ちていない状態だと思うんです。そういう中で実は、この北山塾はもっと充実させないといけないと思うんですよ。やるべきことがやられているのかが非常に問われているんじゃないかなと思います。予算は組んだのに使い切れない。皆さんはその北山塾を開設するに当たり、実は去年、自分も質問したんですけども、これはPTA、生徒の皆さんの要望を聞いてやられているのかどうかです

ね。この塾を開設するということに、実は北山高校から、国公立に現役で10名以上は入れるということで、実は構想があったはずなんです。実は去年、この議会で聞いたときには底上げ、生徒の底上げを狙ってという話だったんですよ。これはやはり北山高校を残すということが前提であれば、やはりもうちょっとその北山塾のあり方というのを、ただ形だけでやればいいというのではなくして、生徒、父兄の皆さんの意向もよく聞いてやるべきじゃないかなと思うんですよ。その中で資金が足りなければ足りないということで、もっと村長にふるさと納税もありますので、こういうことで教育に使いたいんだと、人材育成に使いたいんだということで、この北山塾をもっと充実させて、生徒の応募も募集定員が余るぐらい集めるぐらいにやるべきだと思うんです。この北山塾については。そういうことで、もうすぐまた4月から始まります。そうい中で教育長、どういうふうな方針でこの北山塾を今後やっていくつもりなのか、見解を聞きたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

59ページです。肉用牛生産振興特別対策事業についてですけれども、この事業が全部、来年度へ回すかということなんですけれども、このトラクター購入とかホイールローダーの購入ですね。これは546万円で執行しております。あと、先ほどトラクターと草刈りの収穫の調整、アタッチメントですか、それも含めた2,000万円余りの事業を執行しております。そこで当初とった予算より、その入札残とか計画の予算を結構大きくとっていたものですから、その分の減です。それと、先ほども申しあげました農機具ですね。当初、申請当時は申請はしていたんですけれども、県のほうで認められなくて、その辺が減になった要因でございます。

あと63ページの負担金、補助及び交付金、水産多目的機能発揮対策事業、これは誤解のないように、52万2,000円は村の持ち分で、村の持ち分の4分の1です。4分の3が国、県からきますので、結局、総事業費としては208万2,000円の事業になるわけです。208万2,000円の事業で、これの4分の1が52万2,000円で、うちの持ち分ですね。国、県があとの4分の3を出して208万2,000円の総事業費で組合が事業主体となって実施していたということです。利用の内容は先ほど申しあげましたように海浜の掃除とか、そういう等々をやっております。それと、さっきのソフト事業ですね。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時03分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時04分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 答弁漏れがございました。海浜については、これだけの事業費ではなかなか追いつかない部分もあろうかと思っておりますけれども、これだけの事業で組合員を動員して必要最小限といえますか、これをやっております。海浜自体が村内の海浜全部ということではございませんので、その辺は予算の範囲内の清掃ということでございました。

あと64ページですね。観光振興の賃金についてなんですけれども、この20万9,000円を減にはしているんですけれども、当初予算を見ればわかるんですけれども、賃金そのものは観光地の清掃人夫の賃金ということで13万円。商工観光事務補助ということで139万2,000円ということで、合計、この両方の中で、こ

れをうまく予算執行しながら1人分の賃金を見て20万9,000円が不用になったということでございます。今、ご質疑の民泊事業ということと、これとは直接結びつくものではございませんでして、この商工観光の補助事務というのは、いわゆる桜まつり等々、いろいろなイベントがございますよね。ハーフマラソンとか。そういうものに対する事務の補助の賃金でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時06分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時07分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

この賃金ですね、性質上、今は商工観光係の補助をするための賃金でございまして、外部の観光協会とか商工会との関係というよりは、先ほど説明しましたように商工観光係の補助ですので、その観光協会とか商工会との連携というか、それを協議して事務補助を置いたということではございません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑にお答えします。

10款教育費、1項教育総務費の未来を担う人材育成事業の補足をいたしますと、現在、北山塾には数学の講師が2名、英語の教師が1名、3名の講師で北山塾を運営しています。その中で減額がでたのは、特に高校3年生の実際に大学受験に相当する講座と、それから1、2年生の基礎講座という2本をやっているんですが、1名の数学の講師につきまして、ちょうど1月中旬のセンター試験の後は、特にこの高校3年生の講座がなくなっただけの減額と、それから今、国語と数学に関しての講師なんですが、構想上、もっとたくさんの教科も含めて講師を選出して北山塾を運営していきたいわけですが、なかなか村内外とも適任の講師がいなくて、もっともっと充実させていきたいということはやまやまなんですが、今のところ講師の確保がちょっと困難な状況です。

それから、保護者や受験生の要望についてなんですが、特に全ての受験生の子供たち、あるいは在校生も含めて大学の塾というか、予備校ということは、全て北山塾で賄っているわけではなくて、子供たちの選択になっています。つまり、北山塾で勉強する生徒もいる中で、名護高等予備校とかですね、琉大セミナーという名護市内の大学に特化している塾に通っている生徒もおりまして、必ずしも北山高校生は北山塾でやりなさいと強制するわけにもいきませんので、その中で保護者、生徒が選んで受講している状況です。それで今回、北山高校の理数科、それから普通科の募集人員も今のところは定数に足りていない状況ではあります。それも特に地元の今帰仁中学校からの希望者が少ないという部分が非常に課題でして、これもいかに北山高校の魅力を中学生、小学生に向けてピーアールしていくかという部分が今後の課題となっていますが、特に北山学園構想も、なかなか子供たちにはまだどんなものなのか、十分浸透していない部分がありますので、平成26年度につきましては各学校においても教育委員会、私なりそれから指導主事なりでいろいろなピーアール、地元の高校をぜひ活性化させるという部分についても強くアピールをしていきたいと考えているところです。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時12分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時12分)

教育長。

○ 教育長 新城 敦君 答弁漏れがございましたので補足いたします。北山塾の生徒、それから保護者についての要望等の集約もまだまだ不十分かと思っておりますので、次年度につきましては保護者、それから生徒の意見も聞きながら、もっとさらに充実できるような方策を考えてまいりたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 59ページの件につきましては、不用額については、これは入札残だということですので、それは納得いたしました。

63ページ、これは総事業費としては実は208万円は執行されているんだということですので、自分としては不用額になった分があるのに、海浜などの清掃も十分にやられているのかということで、実は質疑いたしましたけれども、208万円が執行されているということですので、次年度に向けてはもうちょっと組んだ分だけの金額でできるような方法で、漁協とも調整してもらいたいと思います。

64ページについてなんですけれども、この賃金については観光協会とは別だということだと思っておりますけれども、そうなら商工観光事務補助というのはですね、観光協会とも非常に関連することだと思っておりますよ。その事業を観光協会に任すことはできないのかですね。委託といいますか、その事業を観光協会にやってもらうというようなことにすれば、観光協会は現時点では人材不足だということによっておりますので、ぜひそこら辺、その事務を観光協会に委託することができないのかどうかを検討してもらいたいと思います。それについて考え方を聞きたいと思います。

74ページの件なんですけれども、北山塾の件なんですけれども、実は北山塾はやってはいるんだけど、その中でもまだ名護の予備校あたりに行っている生徒もいるということなんですけれども、実は同じ予算をかけるのでしたら、ぜひそういう子供たちは、要は学校から塾まで移動する、行く、帰るという時間が非常に無駄な時間だと思うんですよ。予備校のバスがすぐ来てくれればいんだけど、そこで待ち合わせもすると。そういう時間を計算すると、年間の時間数にするともものすごいロスになると思うんですよ。それは北山高校でできるシステムがとれないのかどうか。これは前からずっと言い続けているんですけれども、実は我々に子供がいるときに、あれほどこの予備校だったか忘れたんですけれども、予備校のサテライン、衛生放送のアンテナを買ってですね、生徒で見たい方は全部、そのときは進学室だったと思うんですけれども、テレビも10台ぐらい買ってモニターで、ビデオで見れるようなシステムまではやったんですけれども、それは実は、生徒は非常に評価してくれたんですけれども、なぜそれができなかったかというのは、実は生徒が教師の授業の批判といいますか、先生の授業より実は予備校のあのビデオがわかりやすいんだというような話がでて、実は先生に嫌われたんですよ。このサテラインは。そういういきさつがあって実は入学時点のオリエンテーションですか、そういうふうなところでも説明がなされなかったんです、結局。そこら辺、ぜひ今後やっていく中ではですね、先生の意見を聞くのもいいかもしれませんが、父兄と生徒の意見を重視してですね、ぜひ予備校のサテラインを学校で聞けるシステムができないかどうか検討をお願いしたいんですよ。先ほどの教育長の説明では、北山高校は定員割れだと。特に今帰仁中学校からの希望者が少ない。それをピーアールして何とかふやしたいということなんで

すけれども、これはピーアールでふえるものじゃないと思うんです、実は。その生徒たちが行きたいという学校にならないといけないと思うんですよ。それはやはり、なぜ名護高校の進学コースに行くのか。まず生徒から意見を聞き取りしてですね、やはり先を見据えた中でやるべきことをやらないと、北山高校は僕はどんどん減っていくと思うんですよ。応募してくる子供たちがですね。定員割れになる可能性がずっとでてくると思うんですよ。だから、やはり北山高校へ行ったらこういうシステムがあり、現役でも国公立へ行けるんだというようなちゃんとしたといいますか、村含めてみんなで考えて、子供たちをサポートしていくようなシステムにすれば、僕は北山高校へ今帰仁中学校が全員行くぐらいの子供たちが希望する学校にしてもらいたいと思うんですけど、そこに行くまでには、先ほど来、言っているんですけども生徒の希望、親の希望も聞いてですね、それに伴う予算がもし必要であれば、みんなで考えればいいじゃないですか。村長にお願いしてふるさと納税を使うなり、足りない金額についてはみんなでこういうことを今帰仁村はしたいんだが金がないということで、村を出ているみなさんにお願いしてでも、この北山高校の北山塾の充実はずいぶんやってもらいたいと思います。今帰仁村は教育立村と、ずっと日本一の教育立村にするということで教育長も前教育長もおっしゃっていました。そういう意味でですね、やはり中身の伴う教育行政をぜひやってもらいたい。それを希望して最後に教育長の考えを聞きたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時20分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時22分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

一つの提案として受けとめていきたいと思いますが、実は事務の性質上、今までの性質は桜まつり、ハーフマラソン、やんばるの産業まつりも含めて、また今、商工観光では緊急雇用ということで、そういう事務補助もさせてきた経緯がございます。しかし、新年度はいろいろ予算が組みにくいということもありまして、そしてまた一つの行革の中です、全体的に賃金が抑えられて、その賃金そのものもカットされております。その全体としてですね、職員で対応していくということで、この事務補助も認められておりません。新年度はですね、そういうことですね、そういう性質の問題と今後委託できるかという話もなかなか厳しいものがございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

北山高校の活性化については、本当にいろいろなメニューを考えながら検討をしていきたいと思っておりますが、確かに生徒とか保護者の意見も十分今後は聞いて、検討していく余地がございます。先ほどサテライトの件が質問にあったんですが、実は平成24年度にですね、この北山塾の立ち上げのときにサテライトも検討いたしました。それでですね、このサテライトの中で特に国公立の難関大学とかですね、国立大学のためにこのサテライトを導入するときに期間が限定されてですね、今はインターネットでもどんどん見れるんですが、例えば国・数・英の3教科で300万円から400万円と。要するに夏季講座とかですね、それから半年間の視聴に関しての費用がかかりました関係で、非常に費用対効果といいますか、それを導入して果たして子供たちが集まるかどうかという部分と、それから自分たちで自学自習ができるシステム

ですので、この子供たちが本当に有効活用ができるかという部分で、なかなか踏み切れない部分がございます。そのときには断念をした経緯がございます。これも含めまして今後、子供たちに必要な部分について十分検討をしていきたいと思っています。

それから、北山高校の教員のメンバーがですね、昨年来た先生で国語科で開邦高校に7年間勤めている先生がおりまして、非常に優秀な教員が来ております。それから英語科についても昨年、県内で唯一英語科の教師の講師になるような英語マイスターの先生も北山高校にいまして、その先生方も非常に放課後講座等を活用しながらやっているんですが、今、子供たちの現状がですね、特に入試、大学入試、国公立に志願するという生徒が非常に少なくなっております。この子供たちの選択する基準がですね、名護高校に行く生徒も結構いるんですが、部活動で行くという部分があって、北山高校も文武両道ということで大学進学、それから部活動も強化していつているんですが、ちょっと北山高校の部活動では自分のやりたい部活が充実できないという部分で他の高校を選んでいる傾向がございます。それも含めて、本当に文武両道でいかに北山高校を活性化していくかということについて深く検討しながらですね、高校と中学校と連携をとりながら頑張ってもらいたいと思っています。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時26分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時27分)

教育長。

○ 教育長 新城 敦君 答弁漏れがございました。いかに北山高校の魅力を増していくかということについて、特に村内の今帰仁中学校についてですね、次年度に予定している計画もございます。実は北山高校の募集案内にですね、各高校と中学校が連携をして進路説明会を持っているんですが、それもほかの高校と一緒にではなくて、北山高校は独自に、もっと事前に北山高校のピーアールをしたりということも含めてですね、私も実際に北山高校のピーアールということで、生徒の前で北山高校の魅力、それから今後、村としていかに支援していくかということも含めて支援する計画を持っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの2番 石川清友議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。2番。

○ 2番 石川清友君 74ページの件になるんですけれども、先ほど平成24年にサテライトを検討したいきさつがあると。英・数・国で300万円はかかると。これはアンテナも含めての話で、一気に設備をまず300万円かかるとすれば、翌年もまた同じ300万円かかるといことになるんですか。その300万円というのは一回きりで済むのも入っているのかですね。要するに設備投資にかけた金額。翌年からはその分だけは引かれるということになる面もあるんじゃないかなということで質疑しますけれども、この300万円は毎年300万円ずつかかっていくということなのか。それとですね、その時点で300万円かかると、生徒が集まるかどうか不安だったということ先ほど答弁があったんですけれども、問題は生徒の希望者を募ったのか。もしやったら何名集まるのかとか、そういう調査もやったのかなんですよね。実は、恐らく今、北山塾をやっているのは、当時は恐らく3年生が主体だったと思うんですけれども、実は国公立を目指すのであれば1年からやらないとだめだと思うんですよ。1年生から。そうすることによって現役で国公立に入れると思うんですよ。これを3年からやって、ただ一年でできるとは、そういう方は優秀な方じゃない

とだめだと思うんですよね。本当に国公立を目指すのであれば1年から受けた方は全員受けさせると。進学を目指す子供たちについては1年からそのサテライトを受けさせると。そういうシステムをつくるべきだと思うんですよ。恐らく今帰仁中学校に北山高校のピーアールも言っているということなんですけれども、そういう中で、サテライトをもし導入していけば、こういう北山高校に入ればこういう有利な点もあるんだよと。中学校でそういう説明もできるようになれば、もっと子供たちの考えも変わってくるんじゃないかなと思うんですよ。本当に北山塾、今帰仁村は小学校から高校まで一貫だというような考えをするのであれば、もうちょっと本腰を入れてやらないと北山高校は本当にあとは廃校になる可能性があるんじゃないかなと、そういうことを危惧しますので、ぜひ先ほど質疑しましたサテライトの300万円、毎年かかるということなのか、生徒にその時点でアンケートをとったのかを質疑して終わりたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

平成24年度当時ですね、そのときの見積もりというか東進衛星予備校のサテライトで、今はインターネット配信で全て動画が見れますので、毎回設備投資なしに300万円から400万円かかるということです。しかも夏季講座とか、それから国立理系、あるいは国立文系といろいろな講座があつてですね、それをさらに細分化して選んでいきますと莫大な金額になるということで、少し費用対効果の面で断念した経緯がございます。今後またそれも検討しながらですね、ほかにもっといい方法がないものかということも考えながら検討していきたいと思っています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時33分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時34分)

教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの質疑に補足で答弁いたします。

先ほどのご質疑の中に補正とかサテライトの導入に関してのアンケート等の調査は行ったかということは、行っておりませんでした。今後はですね、いろいろな意味で助成の方法等も検討してまいりたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前11時35分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時35分)

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時35分)

午 後

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

ほかに質疑はありませんか。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 76ページです。学校管理費の15節工事請負費の音楽室倉庫増築についてお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

76ページ、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費の15節工事請負費の163万7,000円につきまして

は、今帰仁中学校の音楽室に整備しております楽器の倉庫の増築の計画をしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 これは吹奏楽部の楽器を入れる倉庫ですか。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

ご質疑のとおり吹奏学部の楽器をしまう倉庫の増築になります。

○ 議長 久田浩也君 8番。

○ 8番 與那嶺好和君 これを何で聞くかといいますと、一般質問に出していたんです。それが166万円認められたということで、取り下げたんですけれども、予算はこれぐらいで本当に足りる予算ですか。

学校からでた予算とですね、この予算でできるという範囲内の予算ですか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質疑にお答えします。

予算額につきましては、中学校のほうと工事事業者からの見積書によるんですが、どういった形で整備をしたいという学校側の思いと、それを踏まえて工事会社から見積りをもらった金額がその金額。163万6,289円になっております。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時33分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時34分)

ただいまの8番 與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番。

○ 8番 與那嶺好和君 こうやって予算は自分がどこからでも村長と相談してとってくるのが課長の役目なんですよ。だから2カ年目でこうやって予算もとれるんですから、いろいろなことがあれば相談し合いながらですね、予算は早目にですね、考えるんじゃなくてとってくるのが仕事なんですよ、課長。課長と村長、副村長、総務課長まで入れてですね。そういうぐあいにすれば今帰仁村はもっと発展するんじゃないかなと思うんですけれども。いろいろな音楽、楽器は買って弾けないのが日の丸なんですよ。国歌、国旗掲揚の日本の君が代ですね。これまで教えたらどうですか。楽器はあるんだから。そういうものまで音楽に入っていると思うんですけど、どうですか。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時36分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時36分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 学校現場からのいろいろな整備に関しての要望は、財政のほうとも検討しながら随時、優先順位を決めて整備していきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。9番。

○ 9番 山城 太君 第6回補正予算について質疑いたします。

58ページ、3目の農業振興費、1節報酬、マイナスの34万円ですか。農業経営アドバイザー、その説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

58ページの農業振興費の報酬です。農業経営アドバイザー、減の34万円ということで、34万円の不用額がでまして、それで減額をしております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時38分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時38分)

9番。

○ 9番 山城 太君 自己都合の退社ということなんですけれども、今後このアドバイザー対策はどのようになっていますでしょうか。農業経営アドバイザーですので、村長の施政方針の中にも本村の基幹産業である農林水産業という言葉が随所で見られるんですけれども、大変重要なポストといたしますか、職ではないのかなと思ってまして、これは農業と観光をリンクさせた村独自の観光発展のためにというふうな村長の言葉もありますが、その辺の絡みも加味してですね、今後の対策・対応はどのようになっていますでしょうか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

ご指摘のとおり、この経営アドバイザーは重要な点ではご指摘のとおりだと思います。それですね、新年度も予算を計上して、新年度に向けて今、人選を行っているような状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時40分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時42分)

経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまの質疑に直接お答えする前にですね、経営アドバイザーの位置づけというものをご説明しておきたいと思います。

経営アドバイザーはですね、いわゆる北部振興事業で強化ハウスを村内に導入してきました。その中で今後のソフト事業としてですね、この事業の10%を受益者である農家の方から拠出していただいて、これを基金にしてですね、今婦仁村園芸農業活性化協議会という協議会がございまして、その基金を崩しながらソフト事業を実施しております。その中の一つとしてですね、アドバイザーが1名おりまして、あとは賃金職員が2名おります。賃金職員2名は毎年の国への実績報告とか営農のいろいろな講習会とか、そういう関係をやっております。また、アドバイザーそのものは、この農業に対する経営改善計画とか、そういう書類提出などがありますので、そういう書類を提出させたり、そういうのを日常的にやっているような状況でございます。位置づけとしては、アドバイザーというのはそういう位置づけでございます。ちなみに、この活性化委員会の会長が副村長になっておりますので、補足は村長のほうからお願いします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時44分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後1時44分)

9番。

○ 9番 山城 太君 先ほど経済課長のほうから新年度をめどにといたしますけれども、村長の所信表明

の中には民泊や農業体験、それと絡めた観光というのも多く見られるんですけども、その辺、新年度でしたら1月いっぱいはやめた人、2、3の2カ月アドバイザーがないということは、農家の方にも農業体験とかそういった事業が起きた場合には、すぐおこなわれている。おこなわれるというのかな、何ていうのかな。事業が進むのが鈍くなるような気がするんですね。早急にですね、そういうのはやめた時点ですぐに新しい方を探してですね、そういった連携を図りながら農業の振興、観光の振興を進めていくべきではないのかなと思いますけれども、村長、その辺はどのようにお考えですか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

この農業経営アドバイザーというのは、先ほどうちの経済課長から説明があったように、北部促進事業の中で強化ハウスとか事業を入れたみなさんの農業経営、それに対しての指導アドバイザーであります。そういう意味では観光とか、今、私が基本的に農業と観光を結びつけたものとは若干違うものだというふうに認識しております。ただ2月、3月は不在ですので、その辺は早目に後任人事をしていく必要があると、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの9番 山城 太議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。9番。

○ 9番 山城 太君 再度、ちょっと先ほどの質疑が僕も舌足らずだったんですけども、この事業を取り入れた人に対してのアドバイザーということなんですけれども、この農家さんが民泊や農業体験を受け入れる場合もあるわけですね。その辺も加味してどうお考えか、再度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑にお答えします。

ご指摘のとおりですね、アドバイザーは農業全般にわたってのことでございますので、その辺、グリーンツーリズムというんですか、民泊受け入れのそういう情報提供なりは必要かと思えます。そういう中で、実際民泊を運営しております村の観光協会とのつなぎとか、そういう等々の点をご指摘のとおりじゃないかと思えます。アドバイザー自体がすぐ見つけきれないのではないかとご指摘もございましたけれども、確かに普通の賃金職員等々とは違いまして、それなりの資質というんですか、それも必要かと思えますので、その辺はちょっと手間取っているような状況がございます。というのはご承知おきいただきたいと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで6款から12款までの質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第14号 平成25年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」を採決いたします。お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第14号 平成25年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第15号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第15号

平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成26年3月6日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算

平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,692万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月6日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		590,842	△52,809	538,033
	1 国民健康保険税	590,842	△52,809	538,033
4 国庫支出金		793,113	△318	792,795
	1 国庫負担金	467,080	△318	466,762
5 療養給付費交付金		54,480	1,300	55,780
	1 療養給付費交付金	54,480	1,300	55,780
7 県支出金		140,543	△318	140,225
	1 県負担金	19,002	△318	18,684
12 繰入金		145,080	52,036	197,116
	1 他会計繰入金	145,079	52,036	197,115
歳入合計		2,127,029	△109	2,126,920

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		51,409	△100	51,309
	1 総務管理費	33,482	△100	33,382
2 保険給付費		1,124,786	1,311	1,126,097
	1 療養諸費	951,574	1,300	952,874
	2 高額療養費	160,002	11	160,013
	4 助産諸費	12,608	0	12,608
8 保健施設費		29,136	△1,320	27,816
	1 特定健康診査等事業費	16,312	△1,320	14,992
歳出合計		2,127,029	△109	2,126,920

歳入歳出予算事項別明細書以下につきましては、お目通しをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第15号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第15号 平成25年度今帰仁村国民健康保険特別会計第4回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第16号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第4回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第16号

平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第4回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成26年3月6日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成25年度今帰仁村水道事業特別会計補正予算

平成25年度今帰仁村水道事業特別会計補正予算（第4回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ350万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,555万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年3月6日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		216,989	1,800	218,789
	1 事業収入	216,989	1,800	218,789
6 村債		8,800	△5,300	3,500
	1 村債	8,800	△5,300	3,500
歳入合計		519,053	△3,500	515,553

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		45,837	△832	45,005
	1 総務管理費	45,837	△832	45,005
2 事業費		392,026	△2,668	389,358
	1 簡易水道費	389,426	△2,668	386,758
歳出合計		519,053	△3,500	515,553

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
諸志地区簡易水道事業	千円 8,800	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合ではその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは、低利に借換えすることができる。	千円 3,500	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合ではその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは、低利に借換えすることができる。
合 計	8,800				3,500			

以上説明いたしました。あと次ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書（総括）以降につきましてはお目通しをお願いしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 議案第16号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第4回補正予算について、歳入、歳出について質疑を行います。

歳入の7ページです。6款村債、1目村債530万円。

次、9ページ、歳出、1目簡易水道費の公有財産購入費の525万円、この2つの説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

7ページの6款1項1目の1節村債、減の530万円の件ですが、今回、9ページの2款1項1目簡易水道費の17節公有財産購入費525万円の減になっておりますが、これは公有財産購入費を減にして、この財源として地域の元気臨時交付金で対象事業として充てていりましたが、その対象事業の中で調整を行った中でですね、村債のほうの530万円の減額を行っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時02分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午後2時02分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 答弁漏れがありましたので答弁いたします。

先ほどの17節の公有財産購入費ですが、吉事水源涵養林用地取得費の件についてですが、この件につきましては昨年ですね、地権者から用地の買い上げをしてもらいたいという要望がありまして、村としましては水道事業の財源が厳しい状況である中で、予算措置ができる事業がないかということで検討してまいりましたが、その中で地域の元気臨時交付金の予算が手当できるめどがついた中で、12月の補正で予算を計上いたしておりました。この予算を計上して後に用地購入の地番について用地鑑定を入れ、評価額に基づいて用地交渉を行ってまいりましたが、評価額に対してちょっと条件の織り合いがつかずに、契約には至りませんでした。その中で今回、公有財産購入費の減額という予算編成になっております。その用地購入費の中の減額が525万円の減額ですが、この予算の中で12月に計上したときに役務費の中で用地鑑定20万円計上しておりまして、トータルの事業費が545万円計上されておりました。その中で用地鑑定料の地域元気臨時交付金の交付対象経費の15万円を差し引いて530万円が今回、村債の減となっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再質疑を行います。

課長の答弁でよく理解しております。大体去年の12月の地域の元気臨時交付金事業というのがありまして、思いもかけず吉事水源涵養林用地取得費が捻出できたわけですが、残念ながら今の答弁の内容にありましたとおり、地主との折り合いがつかなかったということで理解しています。それはやむを得ないことではあったのですが、ただ今後ですね、この問題が尾を引きそうなのは、その地主さんも納得していないということなんですね。それで、いずれ購入しなければならない涵養林ということで、かなり財源は厳し

いかと思うんですが、どうするかですね、今後。それから、この1点がもう一度向こうからその話が出る可能性もあるし、また、ない可能性もあるんですが、そのときの対応ですね。それから、今回の予算の措置の仕方、地域の元気臨時交付金事業として採択されて525万円も計上し、議決も終わっています。さらに15万円の鑑定料ですか、それについてはもう既に使ってしまったわけですね。それはやむを得ないとしてですね、この村債に振り向ける方法は手法として正しいのでしょうか。もし今後、監査で引かかることがないのか、ちょっと気になっております。本来ならば、これは執行しなければならない予算だったと思いますが、その村債、いわゆる村の借金に振り当てて説明がつくかどうかですね。今の2点について。今後、同じようなことがまたでる可能性もありますので、同じ土地の用地の獲得ですね、涵養林はぜひ取得しなければならないんじゃないかと思えます。吉事の水源は今後とも使わなければならない場所であると思えますので、地主さんも多分、これはぜひ買ってほしいということですが、多分その土地の単価、いわゆる鑑定にかなり不服を持っているのではないかと。そうすると村単独の財源から繰り入れしなくてもこの土地は買わなければならないんじゃないかと思うんですが、今の2点について答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質疑についてお答えいたします。

今後、吉事水源涵養林用地取得についてなんですが、今、村の水道の財政状況が厳しい状況であることから、国や県から財政措置できる予算の措置ができるのかという点と、あと地権者が土地の鑑定評価額で同意できる状況がなければ、用地の購入については非常に厳しい状況にあると考えております。それから予算措置の件なんですが、今回、地域の元気臨時交付金で実施計画を出した時点ですね、今回、水道事業のもので今事業を3地区で行っているんですが、その3地区の事業費の3分の2が国庫の補助で受けています。あと残りの3分の1は村のほうで対応しなければならない財源なんですが、その村負担分について、地域の元気臨時交付金を充てて交付対象の金額でその分に充てているものであります。その中で、この事業費の交付のものと、あと12月に計上しておりました吉事水源涵養林用地取得についても実施計画の中に入れて交付のものを受けていましたので、その分を用地の取得については実施できませんでしたので、村の事業費分の財源のほうに充てたために村債借入についてはですね、今回の予算の減にしています530万円を村債の減にして借り入れを少なくしているという状況です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今の予算措置の方法については説明で理解をしております。いずれにしても、再度購入に至る必要があるのではないかと思います。この水道用地費、年次交付金事業がまずできないとすればですね、一括交付金の利用もあるんじゃないかなと思います。ここにあるとおりですね、水源涵養林用地というのは取得しなければならないと思うんですね。どうしても水源地の上はいわゆる土地がかなりせり出している、畑もあるんです。今の地主さんが、これを買わないのであればそのまま耕作地として使う可能性もないわけじゃないので、そうすると消毒ということも考えられます。毎月、いわゆる水質検査もしているとは思いますが、その結果、使えなくなると水道料金に即跳ね返ると思うんですね。それと、それだけではなくて、いわゆる天底簡易水道事業そのものにも大きな影響をすることなので、購入はぜひ必要だと思うんです。それだけじゃなくて、そばにまたもう一つかかっておりますから、いず

れこの両方の上の涵養林というのはどうしても取得しておかなければ、この事業そのものが今後持続できないんじゃないかと思うんです。ですから、この1人の地主さんの問題だけじゃなくてほかにもあるわけですので、今後の課題にぜひ取り組まなければならないことじゃないかなと思います。何度か交渉もしていると思いますが、恐らくこのままでは、そのまま首を縦に振ることはないと思いますので、何とかしないといけないんじゃないかと思うんですが、責任者は村長だと思いますが、村長のご意見をぜひお願いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

吉事の公有財産購入費の件であります。私も地主と何回か会ってお話をしております。その中で、鑑定には何ら問題はないということなんですが、それにこれまでのいろいろな経過があつてですね、これに対してプラスしてくれという話なんです。そういう意味では行政としてですね、やはり鑑定価格でしか買えないという非常に難しい面があります。だから今後ですね、これは寛政議員からもありますように、この水源地の保全というのか、それからすると、そこを村が買って残していくというのが一番大事だとは思いますが、今後ともですね、今すぐというよりも時間をかけて地主と話し合いをしてですね、この問題は解決していかなければならないというふうに思っております。ただ、考え方としては大分隔たりがありまして、どういう方向でこれを解決していくかというのはですね、少し置いてですね、また話し合いをしたほうがいいのかと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 ただいまの11番 東恩納寛政議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。11番。

○ 11番 東恩納寛政君 村長、確かにおっしゃるとおりであります。ただこの問題を聞いてみたら50年もかかっているというので、ある意味ではこのままで済ます問題ではないと思います。前の前の前の前の村長ぐらいからきているということで、こんなに時間がかかるというのは、やはり水道事業そのものに大きな影響をするのではないかと思っております。ですから、村とある意味で村民とのこういう対話というのは大切なことじゃないかなと思います。今回の村債でも相殺でいわゆる事なきを得たわけですが、実際には補助事業として国からの許可を得た事業費を別のところに回すということ自体もですね、本来ならば苦しい行政手法で、そういうことのないようにですね、今後とも会話は続けていければということで、提言して質疑を終わります。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第16号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第4回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第16号 平成25年度今帰仁村水道事業特別会計第4回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第17号 平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第17号

平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成26年3月6日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算

平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ84万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,306万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月6日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		38,182	664	38,846
	1 後期高齢者医療保険料	38,182	664	38,846
4 繰入金		43,564	△1,663	41,901
	1 一般会計繰入金	43,564	△1,663	41,901
6 諸収入		1,324	156	1,480
	2 償還金及び還付加算金	65	85	150
	4 雑入	1,256	71	1,327
歳入合計		83,904	△843	83,061

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		3,950	△744	3,206
	1 総務管理費	3,930	△744	3,186
2 後期高齢者医療広域連合納付金		79,436	△255	79,181
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	79,436	△255	79,181
3 保健福祉事業費		452	71	523
	1 保健福祉事業費	452	71	523
4 諸支出金		66	85	151
	1 償還金及び還付加算金	65	85	150
歳出合計		83,904	△843	83,061

以下、歳入歳出予算事項別明細書（総括）以下につきましてはお目通しを願いたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第17号 平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第17号 平成25年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第3回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6.「議案第18号 工事請負契約について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第18号

工 事 請 負 契 約 に つ い て

農排3号工事(村づくり交付金 今帰仁西部地区)について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 農排3号工事(村づくり交付金 今帰仁西部地区)
2. 原契約の金額 ￥49,140,000
3. 変更契約の金額 ￥ 4,176,900
4. 契約の相手方 今帰仁村字仲宗根99番地の1
有限会社 山川建設
代表取締役 山 川 宗 一

平成26年3月6日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

農排3号工事(村づくり交付金 今帰仁西部地区)の設計変更に伴い増額することにより請負変更契約の締結について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるためにこの議案を提出します。

次ページに工事契約書を添付してございますので、お目通しを願います。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。(休憩時刻 午後2時22分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午後2時22分)

副村長。

○ 副村長 大城清紀君 失礼しました。工事請負変更契約書を添付しておりますので、お目通しください。失礼いたしました。

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。7番。

○ 7番 山内 聰君 質疑いたします。

議案第18号、場所はどちらなのか伺います。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 場所の質疑についてお答えいたします。

場所については崎山の字になっております。12月に議会のほうで現場踏査を行った場所になります。農排3号の現場踏査で議員のみなさんが現場を見られた箇所になっています。この施工の場所ですね、崎山の幸地迫原内なんです、崎山の土地改良区からの流末排水になっておりまして、村道中央線までの農業用排水路施設整備になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 この事業自体は何年度で終了の予定ですか。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 この工事につきましては、今年度で終了いたします。以上です。

○ 議長 久田浩也君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第18号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第18号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

(散会時刻 午後2時26分)